

地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
② (略) 第四百一条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員と兼ねることができない。	② (略) 第四百一条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

改正案	現行
<p>第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員（参議院議員にあつては、地方公共団体の長を除く。）と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。</p>	<p>第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。</p>